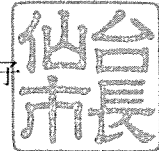


杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成 16 年 3 月 19 日仙台市条例第 2 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により提出のあった下記の開発事業について、条例第 19 条第 1 項に規定する協定を締結したので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告し、同条第 4 項の規定により当該協定の写しを縦覧に供します。

令和 6 年 7 月 2 日

仙台市長 郡 和子



記

1 開発事業の概要

氏名 学校法人宮城学院 理事長 佐々木 哲夫  
住所 仙台市青葉区桜ヶ丘九丁目 1 番 1 号  
名称 宮城学院上谷刈グラウンド整備事業  
種別 区画形質の変更、工作物の新築  
目的 宮城学院の学生が利用する駐車場、グラウンドを整備するため。  
内容 現況が水田である土地の区域内において、面積約 2.7ha の土地を造成し、約 0.9ha  
グラウンドと約 1.0ha の駐車場を設ける。  
位置 宮城県仙台市泉区上谷刈中沢 6-3 他  
面積 2.7ha

2 協定の写しの縦覧の期間及び時間

期間：令和 6 年 7 月 1 日から条例第 22 条の規定による完了の届出の日まで  
（ただし、仙台市の休日を定める条例に規定する休日を除く。）  
時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

3 縦覧の場所

仙台市都市整備局建築宅地部開発調整課